一般財形預金

(2023年1月4日)

	(2023年1月4日)
1. 商品名	財産形成期日指定定期預金[通称:一般財形預金]
2. ご利用いただける方	○勤労者の方(年齢制限はありません)
3. お預入期間	○3年以上の期間にわたって年一回以上定期的に積立。
4. お預入方法	○給与・賞与からの天引きまたは財形給付金による積立。
(1)お預入方法	*期日指定定期預金でお預りします。
(2)最低お預入金額	○100 円
(3)お預入単位	○1 円単位
5. 払戻方法	○各預入分1口のお預け入れ日(または継続日)から、1年経過したものの合計
	残高の範囲内で全部または一部(1 万円以上の金額指定)を払い戻します。
6. お利息	
(1)適用金利	○各預入分 1 口のお預入日(または継続日)における店頭表示の一般財形預金の利率を適用します。
(2)利払方法	○各預入分1口について、期日指定定期預金の利払方法に準じます。
(3)計算方法	○付利単位を 100 円、1 年を 365 日とした日割計算で、1 年複利の方法により
	計算します。
(4)お利息への課税	 ○お利息については、お客さまが居住者である個人の場合は 2013 年 1 月 1
	日から2037年12月31日までの25年間のお受取に際し、20.315%(所得税
	および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%)の税金が源泉徴収され、源
	泉分離課税となります。
(5)金利情報の入手方法	○金利は店頭または当行ホームページにてご確認いただけます。
7. 手数料	○ございません。
8. 付加できる解約に関する	○ございません。
事項	
9. 中途解約時のお取扱い	○各預入分 1 口のお預入期間に応じ期日指定定期預金の中途解約のお取
	扱いに準じ、期限前解約利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 付加できる特約事項	○ございません。
11. 当行が契約している指定	〇一般社団法人全国銀行協会
紛争解決機関(金融AD	連絡先 全国銀行協会相談室
R機関)	電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
	※お取引についてのトラブル等は、上記ADR機関における苦情処理・紛争
	解決の枠組みの利用が可能です。金融ADR制度とは、金融分野におけ
	る裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決
	しようとする当事者のため、行政庁が指定・監督する中立・公正な紛争解
	決機関(金融ADR機関)が関与して、その迅速・簡便・柔軟な解決を図る
	制度のことです。
12. その他参考となる事項	○財形預金は企業と北洋銀行が提携する積立預金です。
	○総合口座の担保としては利用できません。



○お預入残高を6か月に1回以上書面によりご通知します。
○この預金は、預金保険制度による保護の対象となります。
(ただし、決済用預金以外の他の保護対象預金と合算して、1 預金者につき
1,000 万円までの元金とその利息が保護されます。)